

産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）の許可の内容一覧

許可行政庁	許可年月日	取扱産業廃棄物の種類										
許可番号	許可の有効年月日		燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	コンクリートくず、及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
福島県	令和4年8月26日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第00709038881号	令和9年7月2日	注1		注2					注3			
茨城県	令和4年12月5日		○	○	○				○	○	○	○
第00801038881号	令和9年8月27日		注10	注11	注4				注4	注10	注5	注10
栃木県	令和4年7月22日		○	○	○			○	○	○	○	○
第00900038881号	令和9年7月21日		注6	注7	注8			注9	注8	注6	注5	注6
埼玉県	令和4年9月20日		○	○	○							○
第01105038881号	令和9年8月6日			注5	注5							
千葉県	令和7年3月31日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第01200038881号	令和12年3月30日		注6	注7	注12			注13	注12	注6	注5	注6

事業の区分： 各県とも収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）。特別管理産業廃棄物を除く。

注1： これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物であるものを除く。

注2： 含水率85％以下のものに限る。

注3： 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

注4： 自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。

注5： 石綿含有産業廃棄物を含む。

注6： 水銀含有ばいじん等を含む。

注7： 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

注8： 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

注9： 水銀使用製品産業廃棄物を含む。

注10： 水銀含有ばいじん等を除く。

注11： 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。

注12： 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。

注13： 水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。

許可番号 第00709038881号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福島県いわき市内郷宮町町田105番地

氏 名 ひめゆり総業株式会社
代表取締役 安島 司

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県いわき地方振興局長 吾妻 嘉博



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年8月26日
令和9年7月2日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥（含水率85%以下のものに限る。） ③廃プラスチック類 ④紙くず
⑤木くず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑧鉱さい ⑨がれき類 ⑩ばいじん
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上10種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管
を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5 積替え許可の有無 有・☒無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成14年7月3日	
更新許可年月日	平成19年7月3日	
更新許可年月日	平成24年7月17日	(有効期間 平成24年7月3日~平成29年7月2日)
更新許可年月日	平成29年7月12日	(有効期間 平成29年7月3日~令和4年7月2日)
申出年月日	平成29年10月24日	(省令改正に伴う水銀廃棄物の記載追加)
変更届出年月日	平成31年4月22日	(代表者の変更)
変更届出年月日	令和4年4月20日	(代表者の変更)
更新許可年月日	令和4年8月26日	(有効期間 令和4年7月3日~令和9年7月2日)

以下余白

禁複写

許可番号 00900038881

産業廃棄物収集運搬業許可証

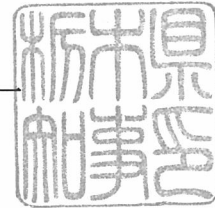
住所 福島県いわき市内郷宮町町田105番地

氏名 ひめゆり総業株式会社
代表取締役 鬼頭 淳

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 令和4(2022)年7月22日

許可の有効年月日 令和9(2027)年7月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
燃え殻	—	—	○	
汚泥	○	○	○	
廃プラスチック類	○	○	—	
金属くず	—	○	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—	
鉱さい	—	—	○	
がれき類	○	—	—	
ばいじん	—	—	○	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成14(2002)年7月22日

更新許可 令和4(2022)年7月22日 更新4回目

変更届 令和7(2025)年10月24日 代表者の変更

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 ・ (無)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

この許可証(写)は許可内容の開示及び契約書への添付を目的とし、
その他用途への使用は無効となります。

取扱窓口

資源循環推進課

この許可証(写)は許可内容の開示及び契約書への添付を目的とし、
その他用途への使用は無効となります。

令和 7年10月24日

産廃第13-3927号

許可番号 01105038881

産業廃棄物収集運搬業許可証

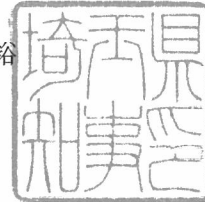
住 所 福島県いわき市内郷宮町町田105番地

氏 名 ひめゆり総業株式会社
代表取締役 鬼頭 淳

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 9月20日

許可の有効年月日 令和 9年 8月 6日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類
燃え殻
汚泥(*)
廃プラスチック類(*)
ばいじん
以上4種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件 特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成14年 8月 7日	指令東環第559号	新規許可
令和 4年 4月21日	—	変更届（代表者及び石綿含有産業廃棄物の汚泥の明示）
令和 4年 8月25日	—	変更届（3種類の廃止）
令和 4年 9月20日	指令産廃第9-682号	更新許可
令和 7年10月24日	—	変更届（代表者）

5. 積替え許可の有無 無

- ※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

許可番号 第01200038881号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福島県いわき市内郷宮町町田105番地

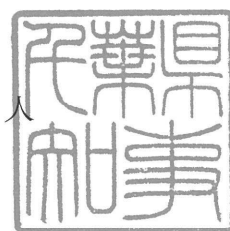
氏 名 ひめゆり総業 株式会社
代表取締役 安島 司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人

許可の年月日 令和7年3月31日

許可の有効年月日 令和12年3月30日



禁複写

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ク 鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む）、ケ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、コ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

令和7年3月31日 新規許可

4. 積替え許可の有無

有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。